

平成24年8月吉日



弁護士法人

新潟第一法律事務所

Niigata Daiichi Law Office

(新潟県弁護士会所属)

新潟市中央区新光町10-2

技術士センタービル7階

【お問合せ・お申込先】

電話 025-280-1111

- ・不動産業を営んでいる方、これから営む予定の方
- ・不動産契約についての知識を深めたい方
- ・契約を媒介する際などに、どこまで説明しなければならぬか、疑問を持ったことがある方
- ・宅建の資格を取って仕事を始めたばかりの方
- ・最近の重要事項説明義務の事例等に触れたい方
- ・契約書の説明を巡ってトラブルになったこと、クレームを受けたことのある方

…あてはまる方は、是非どうぞ！

ミニ・セミナーのご案内

「不動産取引講座 ① “重要事項説明義務”」

拝啓 立秋の候、皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当事務所では、今秋不動産業者の方向けのセミナーを3回シリーズで開催致します。

第1回は、不動産業を営む方が避けては通れない契約の際の「重要事項説明義務」について、事例や裁判例などを交えて解説します。重要事項説明義務については、多くの裁判例や事例があり、場合によっては説明義務違反として損害賠償の問題が生じ、行政処分の対象になるなど、不動産業を営む方に採っては避けて通れない問題です。その一方で、宅地建物取引業法の記載を見ても、どこまで説明する義務があるのか、どこまで説明した方がよいのかといったところが曖昧で、実務上悩ましいところでもあります。今回の講座は、このような重要事項説明義務について、訴訟に関わる弁護士の視点から、具体的な事例に触れてイメージを深めて頂くことを目的としています。

申込をご希望の方は、本用紙に所定事項をご記入の上、FAXにて9/14(金)までにお申込み下さい(先着20名様限定)。お問合わせは、お気軽に上記連絡先までどうぞ。 敬具

〈講師〉 弁護士 大橋 良二 (当事務所 新発田事務所所長)

〈日時〉 平成24年9月19日(水) 午後3時～4時

〈会場〉 技術士センタービルI-8階 B会議室
新潟市中央区新光町10-2 (県庁近く) *駐車場あり

〈参加費〉 2,000円(税込み) *当日、会場にて申し受けます。

*特典1: お二人目からは1,000円 *特典2: 無料相談券をプレゼント中。

～お知らせ～ 不動産取引講座② 10月15日(月) 午後3時～ テーマは「契約書」です
不動産取引講座③ 11月19日(月) 午後3時～ テーマは未定です

FAX (025) 280-1552 【不動産取引講座 ① “重要事項説明義務” セミナー申込用紙】

事業所名・参加者氏名			
住所	(〒 -)		
質問事項			
電話		FAX	

♪ ミニ・セミナーのご案内について ♪ [今後も案内を送ってよい ・ 今後の案内は不要]